

第 3 号議案

亀岡市防災会議条例及び亀岡市災害対策本部条例
の一部を改正する条例の制定について

亀岡市防災会議条例（昭和 38 年亀岡市条例第 12 号）及び亀岡市災害対策本部条例（昭和 38 年亀岡市条例第 13 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 24 年 9 月 4 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

亀岡市防災会議条例及び亀岡市災害対策本部条例
の一部を改正する条例

（亀岡市防災会議条例の一部改正）

第 1 条 亀岡市防災会議条例（昭和 38 年亀岡市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「の各号」を削り、同条第 2 号を次のように改める。

(2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

第 2 条第 3 号中「前 2 号」を「前 3 号」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

第 3 条第 5 項中「の各号」を削り、同項第 7 号を次のように改める。

(7) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者

（亀岡市災害対策本部条例の一部改正）

第 2 条 亀岡市災害対策本部条例（昭和 3 8 年亀岡市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 3 条第 7 項」を「第 2 3 条の 2 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

亀岡市防災会議条例及び亀岡市災害対策本部条例
の一部を改正する条例案要綱

- 1 災害対策基本法の一部改正に伴い、次のとおり亀岡市防災会議条例及び亀岡市災害対策本部条例の一部を改正すること。
 - (1) 亀岡市防災会議の所掌事務及び委員に関し、必要な事項を定めること。
 - (2) その他所要の規定整備を図ること。

- 2 この条例は、公布の日から施行すること。